

平成24年4月28日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社 Wedding Dreamer

代表取締役 高柳さおり



## ご 回 答

貴社団法人から当社に対する平成24年3月28日付ご連絡（以下、「本ご連絡」といいます。）に対し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

本ご連絡においてご指摘されている内容を検討いたしまして、当社では、先に貴社団法人のご指摘を受けて規約を変更されました他の挙式・披露宴事業者様の改正後規約を参考とさせて頂き、さらに当社の逸失利益をあてはめた上でなお顧客が不利とならないように配慮し、当社規約「5. 挙式・披露宴の取消料」の取消料一覧表を、以下のとおり変更したいと考えております。また、以下の改正案の導入に伴い、当社の前回ご送付申し上げました最終の改正規約案第4条の「外注商品及び別注品一覧」に関する記載は削除することと致します。ご確認のため、本回答書に上記修正後の最終改正規約案を添付いたします。

### ● 挙式・披露宴取消の場合

①前日を含む 365 日以前	お申込金の 25%
②364 日目以降 240 日まで	お申込金の 50% (※1)
③239 日目以降 180 日まで	お申込金の全額及び印刷物等の実費
④179 日目以降 120 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 10%
⑤119 日目以降 90 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 20%
⑥89 日目以降 60 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 30%
⑦59 日目以降 31 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 40%
⑧30 日目以降 15 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 45%
⑨14 日目以降 7 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 50%
⑩6 日目以降 4 日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 80%
⑪3 日目以降前日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 90%
⑫当日	お見積額（サービス料を除く）の全額

- ※1 なお、上記取消料一覧表にかかわらず、364 日目以降の取消の場合でも、お申込日から起算して 5 日以内の取消の場合は、挙式・披露宴予定日までの日数を問わず、取消料は、一律、お申込金の 25%と致します。
- ※2 衣装等別途外注先等によるご利用規約の定められているものは、その定めによるものとします。
- ※3 実費とは、既にご利用頂いている商品並びに既に発注済みの注文品の料金です。代表的なものとして以下のものがあります。①結婚式招待状等の印刷物、②結婚式の

写真・ビデオの前撮り撮影費用、③結婚式司会者・美容師・カメラマンに対して支払う補償料等、④キャンセル及び再販不可となった引出物・記念品等。

以 上

